

駅 週 情 報

第32号

主わない。

本稿では、駅通所又は運用品に限定したい。私はこれまで近代交通史の中でも駅通所を重点に、文書類、規定類の収集を図ってきた。そこで、用品類の収集にまで手が回らなかつたのである。

時評

駅通用品がほしい

駅通用品というと、別項に記載中の旅行用品も見方によつてはその一つであろう。

ところでは、直接駅通所運営に關係する用品を惜していいる。

例えは

- 1 駅立用の馬具、車輪、鐵輪けうツバ
- 2 宿泊者用の食器、火鉢、圍炉、大湯等の各用器
- 3 駅通所の掲示板、櫛灯、駅立宿泊料金表、宿泊者名簿、の類地表
- 4 輪滑用机、同衝立、矢立等筆記具、宿泊者名簿、人馬駆立貨物通送記録簿
- 5 取扱人の業務用日記、駅通台帳、駅通關係往復文書類、固定資産台帳、その他

目次

- | | |
|--|---|
| 1. 時評 「駅通用品がほしい」 | 1 |
| 2. 明治初期における
内地駅通所の運営実態 (四)
—鳥取駅通所— | 2 |
| 3. 駅通道路状況の記述 | 5 |
| 4. 寄附資料お礼 | 6 |

明治初期における

現地駅通所の運営実態（四）

○ 島牧駅通所

開拓使事務報告（明治一七年刊）には、地元泊村の名をとつて泊駅通所としている。

島牧とは、地名である。

○ 所在地 島牧郡泊村西海岸通り

○ 駅名 島牧駅（一八七二年八月、更ニ本陣ヲ改ト駅通所ト称ス。右、甲子酉トシテ老々年百四ア・ヲ下付シ、同群原敷村字須賀小林所務研修トシテ全百四ア、合計武百四ア給与スト卓モ以後之リ慶ス

（内一里八町は小路で険阻なり）

中敷駅へ六里二八町四五間

○ 車頭取扱一人

○ 経費

五年	六年	七年	八年	九年
一一五〇円	一一五〇円	一二五一円	一二五一円	一二五一円
十年	十一一年	十二年	合計	
一二五一円	一一五一円	一八八円	一九四三円	

○ 沿革（開拓使事務報告）

1 本駅ハ一ニ島牧駅ト言テ

2 文久二年設置頭取請負人小川萬吉宅ヲ駅場トス

3 明治二年十月請負人ヲ蘭シ本陣ヲ置駅務ヲ委託ハシム

4 五年八月本陣ヲ駅通所ト改手当一ヶ月金百円小使給金

5 五拾円別ニ小使所務研修金百円ヲ下付ス

6 十一年十月頭取更正利民協力通伝ス

右、開拓使事務報告の沿革に対し駅路沿革志に、次の

とおり記載されている。

1 本駅ハ文久二（一八六二）年三月間、頭取請負人小川九右衛門宅三手奉手ヲ取扱ハシム

2 明治二（一八六九）年十一月、本使請負ト轟スルマ

3 本陣ト改ム

4 同古（一八七二）年八月、更ニ本陣ヲ改ト駅通所ト称ス。右、甲子酉トシテ老々年百四ア・ヲ下付シ、同群

原敷村字須賀小林所務研修トシテ全百四ア、合計武百

四ア給与スト卓モ以後之リ慶ス

5 同一三（一八八〇）年頭後ハ村民協力通伝リ為ス

6 本駅ハ一ニ島牧駅ト言テ

7 右、沿革によると兩者とも本駅は文久二年の開設と

ある。だとすると、明治時代まで五年よりなく、近隣の駅に比較して古い駅である。

しかし、寛政四（一七九二）年時の「頭取請負人及

びその頭取通所通上篇一覧」によるとシマヨア（トウア）キ 大畠 阿部屋九郎兵衛

ス タ キ 露 頭 江 玄 小 院 屋 与 次 兵衛

8 小野二五〇両

9 小野二七両

とあって、西國小体所のある頭取とともに名が出てい

て、開設は相当遅るものと認められる。

10 また、相模武藏郡著「西國夷日記」に載る。船宿

通した時の記述にも「崎古駅、通土屋（通タチ）、崎

鐵、油や……等、既に運上屋をはじめ諸も多數ある。相當時以前から漁場としての設備も整備されているとしている。従つて、商駅についても運上屋と同時の開設であると認められ、この年より少なくとも數十年経るものと認められる。

前述の「文久二年開設」というのは場所請負人小川九右衛門に駅務を命じたいものと認められる。

（註）『長崎武田傳著「西郷尚日記」』によると、島小牧は島牧とも称するとあって、同一地所名であることがわかる。また、スマキ（頭領）は、島牧と西郷の中間にある小体所を指しているものである。同所は漁場としても早くから開かれていて、名の知れた地名である。

3 明治五年八月には、西部一二郡内所在の本陣は、駅制改定によって駅通所と改名した。また、それとともに後述のとおり地元戸長等村方役人により運営されることとなつた。

なお、このときの改定により、頭領（スマキ）には島牧駅通所に所属する小体所があり、修繕運賃として、年額一〇〇円が給付された。この額は、本駅の島牧駅通所と同額の付けである。頭領は小体所とはいふ体調はもちろん宿泊設備もあったのである。

4 前掲の「経費の項」で、明治五・六年の給付額は、

年額二五〇円としているが、これは、本駅の年間経費一〇〇円・小使下当五〇円に小体所の修繕運賃一〇〇円の合計額であることがわかつた。

なお、駅通兼務を命じられている戸長と副戸長の給与は、戸長と副戸長としての本來の給与が支給されているため、駅通駅役員としては無給のものである。

5 開拓使事業報告及び駅路沿革志にいう「明治二年以降、村民協力運送ス」については、西郷支庁管内ではこの年、駅制の大改革が行われ、駅路制度は全面的に廢止された。これによりこれまで各地まちまちであった人馬の繼立の運営方法等を統一して、人馬繼立所を設立することとしたものである。しかし、島牧では、郡内にその需要を希望する者がなかつたことから、從前どおり郡内の住民が交替で人馬の繼立てを受持つたことを指しているものである。

1 ○ 駅通取扱人とその給与

1 前出の「沿革」に島牧駅は文久二年に設置し場所請負人小川九右衛門宅で取扱つたとあるのは、このとき初めて島牧駅を開設したものではなく、小川莊が場所請負人になると共に駅務を担当したことと指している。このとき小川九右衛門は運上金一九・二兩一分を充てして駅務を運用したものであつた。

2 明治二年一月、薩摩の小川里による駅務の運営を廃止して、さらに同人をして本陣用達を命じ、從前通り駅務を行わせた。

3 同三年五月、明治維新になるに及んで同地方は弘前藩と仙北との両支配を受けることとなつたが、駅通制度は從前通りで変化がなかつた。

4 同五年八月一五日、本陣を駅通所と改称するとともに戸長小川九右衛門に駅通取扱いを申付け、さらに右小川の息子と認められる小川進三郎をして戸長兼駅通取扱いを申付けた。

しかし、右両人は戸長及び副戸長であることから給料は付与しないこととした。

5 からに、同郷原敷波吉之助に小使を申付け年給五

○円を支給した。

6 同七年一月、右小使萩野吉之助の給料を月額、金四円二五錢とした。また、同年一二月、副戸長小川進三郎病死により同一〇年一月一日、同郷水農村佐々木武之助を副戸長とし駅通取扱いをした。

○ 駅馬と人馬賃費

1 小川九右衛門請負いのさい、駅東櫻より馬料二頭牠三頭を購入して駅馬とした。しかし、そのうち一頭は死亡し残る四頭は小川九右衛門の所有にしたため駅馬は皆無となつた。そのため、宿駅の建立では地元の村民及び村民所有の馬をもつて交替で出役することにした。

2 人馬賃費は「人足は平常一人一里金四錢、至急は同六錢、早道は同八錢、馬一疋一里六錢、山道輪替道は人馬とも五割増」とした。

○ 貨物の重量

人足一人持は三月から九月までの間は七百日、一〇月

から翌二月までの間は五百日、馬一疋二〇日となつている。

○ 種別

本駅と中歌駅との間に本別川があるが、明治四年三月に官費をもつて架設し小川橋と称し渡橋費は無料とした。

○ 有料渡場

折川橋は本日村所在の折川に架設されていた橋が落失したとして、村内坂本基が里橋の經費捻出のため、通行人から渡橋費を徴収することを認めた。里橋經費と渡橋料金の計画書を兩節組合時任為基に提出し明治十五年一月許可された(計画書省略)。

渡橋費大人一人二錢 小人無料

牛馬一疋 二錢五厘

諸車 右同

2 千走橋

千走川は、これまで渡船であったが根本のため長期間通行不能となつたため、通行費を徴収するとして、同村古川寅太郎なる者が自費で架橋し、その經費消却のためとして一五年一一月雨鶯祭に架橋申請書を提出許可された。

渡橋費一人二錢

(有料渡橋について詳しく知りたい方は、「北西道府駅(駅通)制の研究・中巣明治初期編」によられたい)

三 横濱地の特殊事情と旅行用品

前回きが若干長くなるが、旅に用ひる上物たゞの旅行用品の整理について、今、少しへ記述をゆきたいところだ。それも、横濱地の特殊事情を考慮して、実際は旅をした者の記録を中心に実態を探ることにした。

以上「一、二」項においては、江戸時代の実際を使用する旅行用品を検討してきたが、以下、用品ではないが旅に不可欠な準備に、「通行手形、關所手形」の下村手続がある。これは、現代のわれわれの日常生活とはおよそかけ離れたものであるが、お旅所からお下り旅をして頂くものであり必須品である。お旅人相手であるだけに、その手続は厄介なものである。

しかしこれらは、現代人にとっての日常生活に余り参考になるものではなこととなり、省略して話を進むことにしよう。

さて、横濱地内の通行に駆除を利用する」とは当時の慣習によく出でくる。また、駆除は少ないが、道南の極く一部の宿駅ではお手が配備されていて、幕府の高官等の通行に利用していることは歴史、近藤重蔵が文化四(一八〇七)年八月、駿駒から有馬へ通行の多い利用している。このとき使用した力口は、近藤が使用後地元の名主（宿駅の責任者でもある）の手を通じ、出发地である駿

館の宿駅に運送していくもの

が記録に残っている。

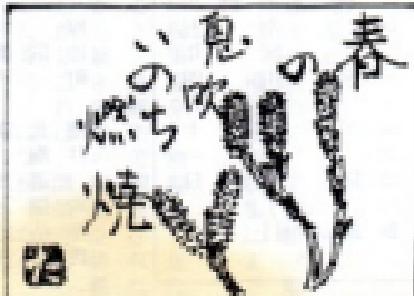
しかし当時の道路の通行と

いえば、現代のように交通機関の発達した時代と異なり、絶対的に旅人の足により路上を歩くことには難むこととなる。歩くこと以外に用意らるる車馬、又は力口を利用する方法があるにはあるが、これは歴史通行といった特権附帯の乗り物であり庶民としては望むべくねど、これを江戸から遠く離れた駆除の距離を把握するものると、旅の最大の關心事は、いかにして容易に旅を続けて簡単に移動するかであるからである。

今、少し横濱地の特殊事情と用品について触れておくと、まず横濱地を旅するに当たって、事前に用意しておぐべき用品にはどの程度の数があるかを考えると、本州のものとそれ程との違いはない。特に、本州北部の北陸、南砺地方とは程とて同じ「セシ」。

要するに、駆除距離のものは既に考慮されておらず、かかる情報網の少ひの問題なりのであり、北陸道や生れた独自の通行用品として、しかもた出来られども、横濱地旅行中、そのうち通行の範囲を知るものである。

安政四(一八五七)年、紀伊街道を通行した船越式四郎は、北陸東田舎の中で、途中の小集落、島吉町の頃で



「当頃には日用品、旅行用品を販賣する小店がある」と記述している。

いわゆる、江戸等本邦のようすに社会環境の整った地方とは違い、当時、地の果てと肥沃地帯の「肥前」など、旅行用品の専門店などはあるはずもなく、せいぜい「靴、針とあ、米ぬか、魚の干物、ローブ」程度のものが店頭に並べられていたのである。

なお、島吉野を北上すること数百キロの石舟に到着した武蔵郡は、「○右脇、出陣 や立派ひ類る繁華の地也、二年々約八千人を越える」と、書いていて、その繁昌振りを報じている。

しかし、この記述は増元辰かるの聞き書きであり、若干の誇張があるかも知れない。それにしても、肥前地といえど、即ち無人の荒野と思われ勝ちであるが、道南の江差は「江差の春は江戸にもない」と、いわれている時代のことであり、奥地とはいながら、入り込み者の多かったのは事実であろう。

しかしこれは夏至回のことであり、和人の越冬は時代によつて、又は地域によつて違うはあるが、越冬を厭じられていた時代のことである。

また、前述の近藤らが文化四(一八〇七)年、西地を北上して宗谷への途中の山路において、同行の幕吏の人、田草川伝次郎は、西郷夷地日誌の中で、山路の途中で「妻、稚耳、鳴三羽」を入手している。妻、稚耳は白生のものを採ったもの、また、鳴は、鳴夷人が獲つたも

のを購られたものと記述している。また、道中の蓬上屋でもうたとして砂糖漬、干菓子を挙げている。

なおこのほか、入手とは恐らく糞糞であろうと思われるが、米、醤、酒を隨行者に携行させ、これを行く先きまでお世話になつた役者夫人に贈っている。

因みに、このときの街道筋の白宋相場は、山鹿地である船越道在は六五文であるが、北上するに従い値が上り、道南の北端では七〇文、さらに北上すると七五文となる。

(以下改写)

○ 寄贈資料お礼

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| 一 大日本地名辞書(別巻編)豊前町 小西 重勝氏 | 二 松田岳十郎とアイヌ(?) 札幌市 舟 比呂志氏 |
| 三 二〇〇二年要覧 同 北海道開拓の村 | 四 太田電田と伊藤忠蔵資料 厚岸町 鶴井 四郎氏 |

発行年月日 平成十五年四月十一日
種類 稲 前 無料
発行者 札幌市南区川沿四条五丁目

三の

史学研究会 主席 宇川隆雄
TEL 011-671-3600